

四日市市選管告示第12号

令和5年4月9日執行の三重県議会議員選挙における期日前投票所を次のとおり設けるので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項で読み替えて準用される同法第41条第1項の規定により告示する。

令和5年3月31日

四日市市選挙管理委員会

委員長 渡邊 八尋

期日前投票所	場 所	期 間
四日市市第一期日前投票所	四日市市諏訪町2番2号 四日市市総合会館1階ロビー	令和5年4月1日から 令和5年4月8日まで
四日市市第二期日前投票所	四日市市塩浜町1番地11 三重北勢健康増進センター1階研修室	
四日市市第三期日前投票所	四日市市富田二丁目4番15号 四日市市防災教育センター2階防災センター	
四日市市第四期日前投票所	四日市市曾井町391番地2 四日市市中消防署中央分署3階多目的ホール	
四日市市第五期日前投票所	四日市市大字泊村4184番地3 四日市市南消防署南部分署1階第1会議室	
四日市市第六期日前投票所	四日市市中村町2281番地2 四日市市北消防署北部分署1階 会議室	
商業施設 期日前投票所	四日市市安島一丁目3番31号 トナリエ四日市4階わくわく・ふれあい広場	令和5年4月6日から 令和5年4月8日まで

(選挙管理委員会事務局)